

震度5弱以上の地震が観測された場合の対応について

5月も後半となり初夏の訪れを感じる時期となりました。平素より本校教育に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地震発生時の対応について、真庭市に震度5弱以上の地震が観測された場合、児童生徒の安全を最優先し、原則、次のとおり対応することになりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

地震発生による通信寸断の可能性もありますので、真庭市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、連絡の有無にかかわらず児童のお迎えをお願いします。

登校前	・学校が再開するまで、安全な場所（自宅や避難所など）で待機する。
登下校中の場合	・看板や家屋などから離れて、頭部を保護し、揺れが収まるまで動かないようにする。 ・揺れが収まってから、近くの人に尋ねるなどして、広場などの安全な場所に一時避難する。その後、安全を確認しながら学校か自宅あるいは避難所の近い場所に行く。 ・バスに乗っている時に発生した場合、比較的安全な場所に停車してもらい、一時車内待避をしてドライバーの指示を聞く。その後、学校と連絡を取りながら、様子を見て学校か避難所に行く。 ※学校に来た場合は、引き渡しを行います。 ※近くの避難所に行った場合は、安否確認を行います。
学校滞在中の場合	①すべての教育活動を中止し、安全な場所（運動場）に児童を避難誘導する。 ②安全が確認できた段階で、保護者に引き渡す。 ※震度5弱以上の地震の場合、通信が寸断され家庭に連絡がとれない場合もありますが、 <u>上記震度以上の地震発生時は保護者への引き渡しを行いますので、十分に注意して学校に迎えに来てください。（車は運動場に駐車してください）</u> ※引き渡しについては保護者が来校されるまで、学校が責任をもって児童をお預かりいたします。
夜間・休日など	・学校が再開するまで、安全な場所（自宅や避難所など）で待機する。